

人事・労務に役立つ

しくみ作り Letter



発行：株式会社しくみ作りプロデュース

〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町 2-2 港陽ビル 4 階

TEL 045-550-3629 FAX 045-514-7560 e-mail info@shikumi-pro.jp



障害者雇用率の上げを予定 平成 30 年4月から 2.2%

障害者雇用促進法の改正により、平成 30 年 4 月 1 日から、精神障害者の雇用が義務化され、法定障害者雇用率の算定式に精神障害者が追加されます。これを踏まえて、同日から障害者雇用率を引き上げるため、政令・省令の見直しが進められています。



障害者雇用促進法施行令などの一部改正案の概要

(1) 法定障害者雇用率

平成30年4月から、次のように引上げとなります。事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者（平成30年4月からは精神障害者も追加）の割合を「法定障害者雇用率」以上にする義務があります。

	現行	当面の間(暫定)	引上げ後(原則)(注)
一般の民間企業	2.0%	2.2%	2.3%
国および地方公共団体並びに特殊法人	2.3%	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%	2.5%

注：施行後3年以内に引き上げられる予定です。

●障害者雇用率とは？

各企業が雇用すべき障害者の数は、次のように計算します。

$$\frac{\text{雇用する障害者の数(注1)}}{\text{常時雇用する労働者の数}} = \text{障害者雇用率 (1人未満は切り捨て)(注2)}$$

注1：短時間労働者は、1人につき0.5人として算入。また、重度の障害者は、1人につき2人の障害者を雇用したものと算入。

注2：業種によっては除外率（緩和措置）があります。

(2) 報告対象事業主（1人以上の障害者の雇用義務がある事業主）

障害者雇用率を引き上げる結果、障害者雇用状況報告の対象となる事業主（報告対象事業主）の範囲も変更となります。



※報告対象事業主となると、毎年6月1日現在の障害者の雇用に関する状況をハローワークに報告する義務が生じます。

	現行	当面の間(平成30年4月以降)	見直し後(原則)(注)
一般の民間企業	50人以上の労働者を雇用する事業主	45.5人以上の労働者を雇用する事業主	43.5人以上の労働者を雇用する事業主

トピックス 労働時間の考え方の再確認(待機時間などは労働時間?)

本年5月、千葉地方裁判所で、警備業の男性社員が「宿直の仮眠時間は労働時間にあたる」などとして未払い残業代などの支払いを求めた訴訟の判決があり、裁判所は未払い残業代と付加金の合計約180万円を支払うよう、会社に命じました。



また、東京労働局は、勤務中に心筋梗塞で死亡した男性運転手について、労災を認めなかった労働基準監督署の決定を取り消し、逆転認定しました。東京労働局は、労働基準監督署が労働時間と認めなかった待機時間を労働時間と認め、1か月間に過労死ラインを上回る133時間程度の残業があったと判断し、労災認定したとのことです。

個別事案の判断にもよりますが、過去の最高裁判例では、仮眠時間や待機時間も、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される場合には労働時間として取り扱われるとしています。また、厚生労働省が「過労死等ゼロ」緊急対策の一環として策定し普及を図っている「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」にも示されています。

労働時間とはどのような時間をいうのか？ そのガイドラインの「労働時間の考え方」を紹介します。

ガイドラインの労働時間の考え方

(1) 労働時間とは？

使用者の指揮命令下に置かれている時間をいいます。明示または黙示を問わず使用者の指示により労働者が業務に従事する時間は、労働時間に該当します。

ガイドラインでは、次の①から③に示す具体例を労働時間として取り扱うものとして示しています。ただし、これらに該当しない場合でも、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については、労働時間として取り扱うとしています。



事例	具体例
使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為および業務終了後の業務に関連した後始末を事業場内において行った時間	・着用を義務付けられた所定の制服への着替え等 ・清掃等
使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間	・手待時間 ・待機時間 ・仮眠時間
使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間	・参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講

(2) 労働時間に該当するか否か

労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるとしています。



(3) 客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるか否か

労働者の行為が、使用者から義務づけられ、またはこれを余儀なくされていた等の状況の有無等を踏まえて、個別具体的に判断されるとしています。



改正介護保険法が成立 高所得の方の利用者負担が増

本年5月、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。今回の改正は、「高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようになる」という目的の下に行われました。

改正の施行日は、内容ごとに段階的に設定されています。ここでは、費用負担の側面から、主要な改正箇所を紹介します。

改正介護保険法等／利用者負担と保険料負担の改正

(1) 利用者負担の引き上げ（平成30年8月～）

現在2割負担の方のうち、特に所得の高い層の負担割合が「3割」に引き上げられることになりました。（ただし月額44,400円の負担上限あり）

3割負担の対象となる方の所得の基準は、今後政令で定められる予定です。（単身の場合は年間所得が340万円以上ある利用者など、約12万人を対象とする方向で検討中。）

(2) 現役世代の保険料負担の見直し

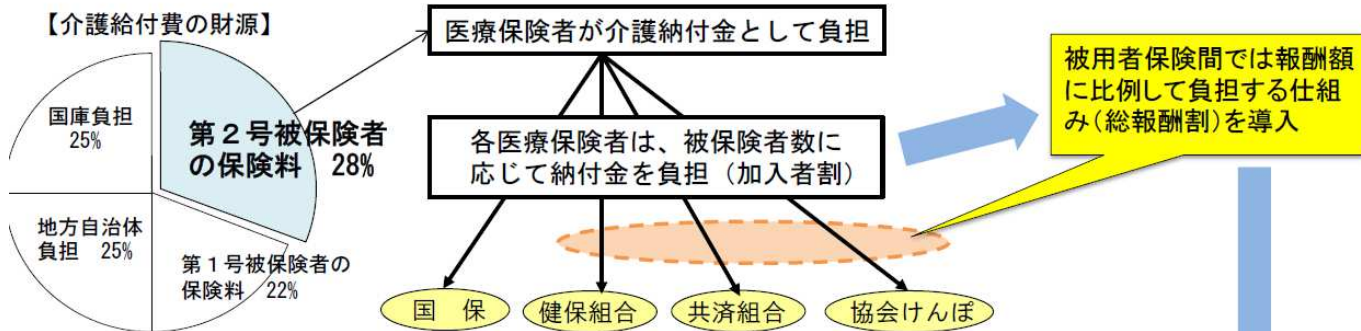
今回の改正により、介護納付金への総報酬割が導入されます。40～64歳の現役世代が、医療保険の保険料と合わせて負担する介護保険料は、今年8月から平成32年4月にかけて、収入が多い方の負担が段階的に増える仕組みとなります。

大企業の会社員（健康保険組合の加入者）や公務員ら約1,300万人については負担が増え、逆に、中小企業の会社員らは負担が減ると見込まれています。

<介護納付金における総報酬割の導入の図（厚生労働省資料）>

見直し内容

- 第2号被保険者（40～64歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。
- 各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする。（激変緩和の観点から段階的に導入）【平成29年8月分より実施】



【総報酬割導入のスケジュール】

	29年度		30年度	31年度	32年度
	～7月	8月～			
総報酬割分	なし	1/2	1/2	3/4	全面

【全面総報酬割導入の際に影響を受ける被保険者数】

「負担増」となる被保険者	約1,300万人
「負担減」となる被保険者	約1,700万人

※ 平成26年度実績ベース



被扶養者資格(認定状況)の再確認を実施 <協会けんぽ>

全国健康保険協会(協会けんぽ)に加入されている事業所については、5月末から6月下旬にかけて「被扶養者状況リスト」が事業所に届きますので、被扶養者となっている方が現在も被扶養者の条件に該当するかの確認をお願いいたします。

●平成29年度の再確認の対象者

- ・協会管掌健康保険の全ての被扶養者

※ただし、以下の方は除きます。

- ①平成29年4月1日において18歳未満の被扶養者
- ②平成29年4月1日以降に被扶養者認定を受けた被扶養者

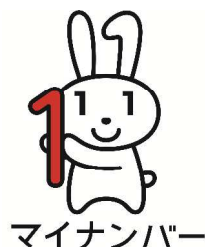
★被扶養者の条件に該当するか確認が済みましたら、同封の返信用封筒にて7月末までに「被扶養者状況リスト」を協会けんぽへ返送してください。



住民税決定通知書のマイナンバー(個人番号)に注意!

従業員が居住する市区町村から、6月以降給与から天引きする個人住民税の通知書が届きます。マイナンバー法に基づき、企業に送付される特別徴収税額決定通知にはマイナンバーを記載されることになっています。

この特別徴収税額決定通知についても、今後はマイナンバーカード等の写しと同様、厳格な保管を実施するようご注意ください。



お仕事 カレンダー 7月



7/10	<ul style="list-style-type: none"> ●健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出 ●労働保険概算・確定保険料申告書の提出 ●労働保険料の納付 ●労災保険一括有期事業報告書の提出(建設業) ●一括有期事業開始届の提出(建設業) ●主な対象事業:概算保険料160万円未満かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 ●6月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 ●特例による源泉徴収税の納付(1月~6月分)
7/15	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者雇用状況報告書、高齢者雇用状況報告書・外国人雇用状況報告書の提出期限 ●所得税予定納税額の減額申請
7/31	<ul style="list-style-type: none"> ●労働者死傷病報告書の提出 ●6月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●所得税の予定納税額の納付 ●5月決算法人の確定申告・11月決算法人の中間申告